

巨理町自死対策計画

— 誰も自死に追い込まれることのない巨理町を目指して —

2019年度～2023年度

概要版

1

計画策定の趣旨

我が国の自死対策は、平成 18（2006）年に「自殺対策基本法」を制定、平成 19（2007）年には「自殺総合対策大綱」を策定し、その下で自死対策を総合的に推進した結果、平成 22（2010）年以降 9 年連続して年間自殺者数が減少しています。

しかし、20 歳未満の自殺死亡率は、平成 10（1998）年以降おおむね横ばいであることや、20～30 歳代の死因の第一位が自死であることなどに加えて、自殺者数も年間 2 万人を超え、主要先進 7 か国の中でも自殺死亡率が最も高い状況が問題となっております。

こうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自死対策を総合的かつ効率的に推進するために、平成 28（2016）年に「自殺対策基本法」が改正されました。

平成 29（2017）年に見直しされた「自殺総合対策大綱」では、基本方針として「1. 生きることの包括的な支援として推進する」、「2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む」、「3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる」、「4. 実践と啓発を両輪として推進する」、「5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する」が掲げられています。

本町では、このような状況を踏まえ、生きることの包括的な支援を推進することにより、誰も自死に追い込まれることのない互理町の実現を目指し、「互理町自死対策計画」を策定するものです。

2

計画の位置づけ

本計画は、平成 28（2016）年に改正された自殺対策基本法の第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」であり、国の「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえて策定するものです。

自殺対策基本法

第 13 条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

3

計画の期間

本計画の計画期間は、2019 年度から 2023 年度までの 5 年間とします。

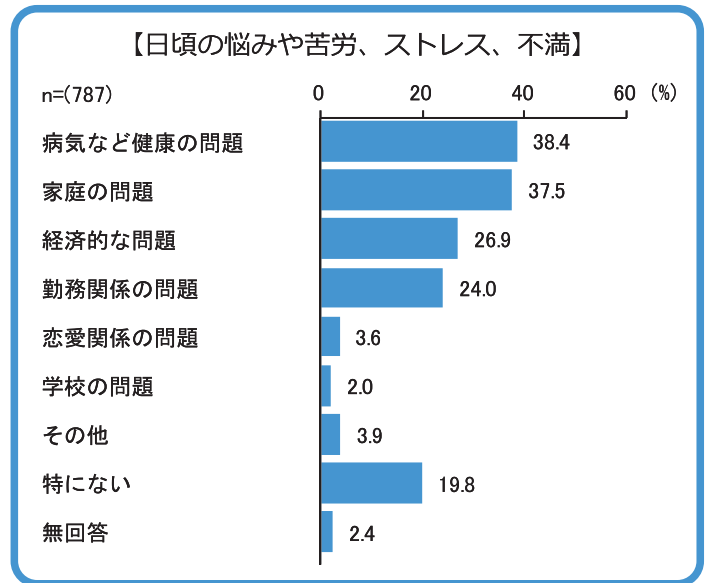
なお、取り組みの進捗状況や自殺対策基本法や「自殺総合対策大綱」の見直しなど、国や県の動向を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

4

本町の現状

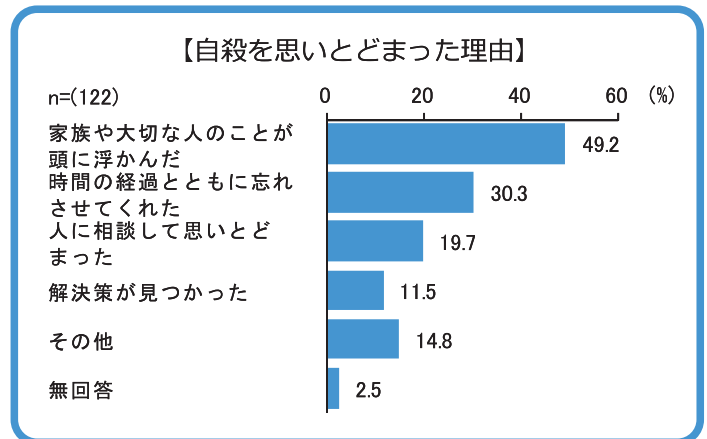
■ 悩みやストレスについて

- ・ 日頃感じている悩みやストレスは、1位「健康の問題」、2位「家庭の問題」となっています。
- ・ 女性は男性に比べて「家庭の問題」をあげている人が多くなっています。
- ・ 20～39歳は、「勤務関係の問題」や「経済的な問題」、40～59歳になると、それに加えて「家庭の問題」や「病気など健康の問題」も増えています。
- ・ 60歳以上になると、一番の悩みは「病気など健康の問題」となり、年代により悩みやストレスの要因は異なっています。



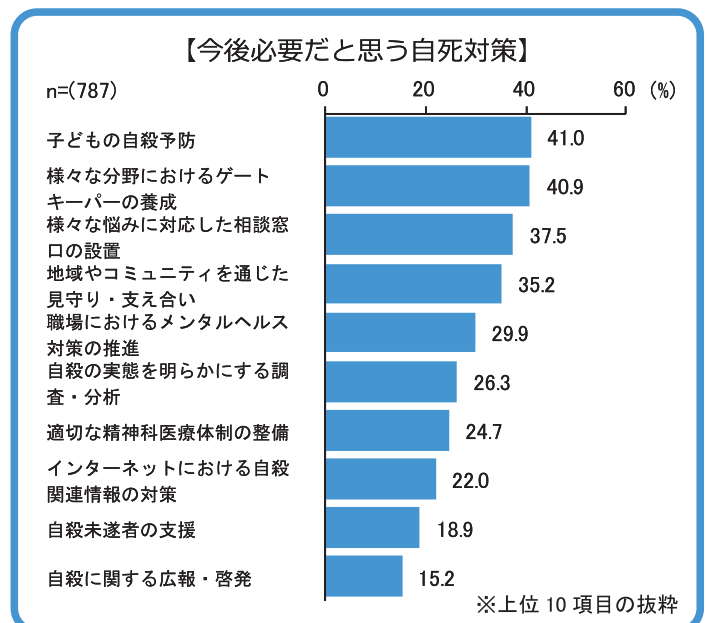
■ 自殺をしたいという考えを思いとどまった理由

- ・ 自殺をしたいという考えを思いとどまった理由は、「家族や大切な人のことが頭に浮かんだ」が約5割と最も多く、次に「時間の経過とともに忘れさせてくれた」が約3割と続き、家族や大切な人の存在が大きな歯止めとなっていることがわかります。



■ 今後必要だと思う自死対策について

- ・ 今後必要だと思う自死対策は、「子どもの自殺予防」と「様々な分野におけるゲートキーパーの養成」が約4割と最も多くなっています。
- ・ 20～39歳の子育て世代は「子どもの自殺予防」、20～59歳の働き盛り世代は「職場におけるメンタルヘルス対策の推進」、60歳以上は「地域やコミュニティを通じた見守り・支え合い」が多く、世代により重要と考える対策に違いが表れています。



5

基本理念と施策の体系

■基本理念

本町の「第5次互理町総合発展計画」では福祉分野に関連する目標の1つとして「みんなで支える安心生活環境づくり」があり、「ともに学び育て合う人づくり」「未来に続く健康づくり」を進めています。

国の「自殺総合対策大綱」では、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている」「地域レベルの実践的な取組をPDC Aサイクルを通じて推進する」という3つの基本認識を示しています。

これらを踏まえ、本町では基本理念を「誰も自死に追い込まれることのない互理町」とします。

■施策の体系

基本方針

1 生きることの包括的な支援の推進

2 関連施策との相互の深い結びつきによる総合的な対策の展開

3 実践と啓発を両輪とする推進

4 関係者の役割の明確化と連携・協働の推進

重点施策
1

ゲートキーパー養成の整備

- 町職員を対象としたゲートキーパーの養成
- 地域を対象としたゲートキーパーの養成

重点施策
2

勤務問題に関わる自死対策の推進

- 被雇用者の心の健康づくりの推進
- 勤務問題に関する相談体制の充実

基本施策
1

地域におけるネットワークの強化

- 庁内におけるネットワークの強化
- 地域におけるネットワークの強化

基本施策
2

生きる支援に関わる人材の育成

- 地域における様々な職種を対象とする研修

基本施策
3

住民への普及・啓発と周知

- 自殺予防週間・自殺対策強化月間を中心とした理解促進の取り組み
- 住民向け講演会やイベント等の開催

基本施策
4

生きることの促進要因の充実

- 居場所づくりの充実
- 自死リスク者への支援
- 自殺未遂者・自死遺族への支援

基本施策
5

子ども・若者の自死対策の推進

- SOSの出し方に関する教育の実施
- 若者に対する相談・支援体制の充実

基本施策
6

高齢者の自死対策の推進

- 高齢者とその家族に対する支援に関する相談・情報提供体制の充実
- 高齢者の生きがいづくりの充実

基本施策
7

生活困窮者支援と自死対策の連携強化

- 生活困窮者に対する相談体制の充実

重点施策

重点施策 1 ゲートキーパー養成の整備

(1) 町職員を対象としたゲートキーパーの養成

相談窓口を対応する職員をはじめ、全職員を対象に、ゲートキーパーの養成講座受講を促し、県と連携して悩みを抱えている方に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守ることのできるゲートキーパーの養成に努めます。

(2) 地域を対象としたゲートキーパーの養成

住民を対象にゲートキーパーについての出前講座を実施し、ゲートキーパー研修の受講を呼び掛け、自死の危険を示すサインに気づき、声かけ、見守るゲートキーパーの役割を担う人材を養成します。

指標名	現状値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
ゲートキーパー養成講座	未実施	年1回以上

重点施策 2 勤務問題に関わる自死対策の推進

(1) 被雇用者の心の健康づくりの推進

被雇用者一人ひとりが心身ともに健康でやりがいを感じながら働き続けることができるよう、研修会等を通じて職場におけるメンタルヘルスの普及啓発を図ります。

また、被雇用者が悩んだ時に、相談できる各種窓口の情報提供を継続して行います。

(2) 勤務問題に関する相談体制の充実

中小企業の様々な経営課題に対し、各種専門機関に相談できる機会を設けます。



■ 基本施策

基本施策 1 地域におけるネットワークの強化

(1) 庁内におけるネットワークの強化

保健、医療、福祉、教育など各分野の庁内関係課と連携し、総合的かつ効果的な自死対策を推進するとともに、各計画の策定・推進の際には自死対策との連動性を高め、庁内におけるネットワークの強化を図ります。

(2) 地域におけるネットワークの強化

地域で活躍する住民、学校、企業、民間団体等がそれぞれの役割を担い、連携・協力して生きることの包括的な支援を行うため、地域におけるネットワークの強化を図ります。

基本施策 2 生きる支援に関わる人材の育成

(1) 地域における様々な職種を対象とする研修

町職員をはじめ、相談対応や支援を行う保健福祉医療関係者や民生委員・児童委員等様々な職種を対象に研修会を実施し、自死対策の重要性の意識を高めるとともに、早期発見や支援へつなげます。

指標名	現状値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
地域における様々な職種を対象とする研修	未実施	年1回



(1) 自殺予防週間・自殺対策強化月間を中心とした理解促進の取り組み

9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に加え、自死のリスクが高まるゴールデンウィーク明けや年末の時期に、広報わたりや町のホームページでの自死予防に関する情報提供を行うとともに、図書館等のスペースに自死予防啓発コーナーを設置し、自死対策関連図書の展示やリーフレットの配布等を行い、住民への正しい理解を深めます。



(2) 住民向け講演会やイベント等の開催

広報わたりや住民の交流の場などにおいて、自死対策関連の講演会やイベント等の情報提供を行うとともに、各種イベント等において自死対策についての理解を深めることができる機会を増やします。

指標名	現状値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
「広報わたり」、巨理町公式ホームページによる周知	未実施	年4回

(1) 居場所づくりの充実

家庭環境や対人問題など様々な要因により家に閉じこもり、孤立のおそれがある方が、地域とつながり、生きがいを持って生活できるよう、様々な教室や交流の場の情報提供を行い、居場所づくりを充実します。

(2) 自死リスク者への支援

自死のリスク（多重債務や生活困窮、介護、ひきこもり、児童虐待、性暴力被害などの多分野に関わる生きることの阻害要因）を抱える可能性のある方の様々な課題に対応するため、自死対策に関連する各分野において、相談及び支援体制の充実強化を図り、関係機関と連携し継続的、包括的な支援を行います。

また、東日本大震災を経験した方が抱える不安やストレスを軽減するため、庁内関係課のほか、医療、保健、福祉などの関係機関と連携し、心のケア対策を充実します。

(3) 自殺未遂者・自死遺族への支援

自殺未遂者が追い込まれ再度の自殺企図とならないよう、相談体制を強化するとともに、県が実施する自殺未遂者支援や関係機関等へつなげ、必要な支援を行います。

また、複雑な心情を抱えた自死遺族の心のケアを行うため、相談体制を強化するとともに、遺族が孤立しないよう、遺族会など同じ悩みを抱えた方たちが集まる当事者グループの情報提供を行います。

(1) SOSの出し方に関する教育の実施

児童生徒に対し、学校や家庭などにおける様々な困難やストレスに直面した際の対処法を身につけるための教育を実施します。

また、宮城県と連携し、職員等に対する研修や普及啓発を行い、学校における人権教育、SOSの出し方教育の推進を図ります。

(2) 若者に対する相談・支援体制の充実

若者が抱える進路、人間関係など様々な悩みに対応できるよう、教育相談やスクールカウンセラーの配置など相談体制の充実を図るとともに、居場所づくりや職業体験などを通して悩みや不安の軽減を図ります。

(1) 高齢者とその家族に対する支援に関する相談・情報提供体制の充実

高齢者と在宅で高齢者を介護する家族の身体的・精神的負担を軽減するため、同じような不安を抱えている方たちとの交流の場や各種相談窓口の情報提供を行います。

(2) 高齢者の生きがいづくりの充実

高齢者の生きがいづくりや社会参加など、多様な機会を充実することにより、高齢者の閉じこもりやうつ状態になることへの予防対策を行います。



(1) 生活困窮者に対する相談体制の充実

生活困窮者が抱える子育て、就学・進学、介護、病気、就労など複合的な課題に対応するため、法律相談や年金に関する相談等を実施するとともに周知に努め、県の生活困窮者自立支援制度の自立相談支援など必要な支援につなげます。